

(独)農研機構等の施設の管理・運営業務（エレベーター保守点検業務）  
における民間競争入札実施要項（案）

平成 26 年 10 月

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
独立行政法人農業生物資源研究所  
独立行政法人農業環境技術研究所  
独立行政法人国際農林水産業研究センター

## 目 次

### (独) 農研機構等の施設の管理・運営業務（エレベーター保守点検業務）における民間競争入札実施要項

1. 趣旨	1
2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	4
4. 入札参加資格に関する事項	4
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	5
6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項	6
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	7
8. 本業務に使用させることができる消耗品等に関する事項	7
9. 公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、各4法人に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項	8
10. 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項	15
11. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	15
12. その他業務の実施に関し必要な事項	16

## (独)農研機構等の施設の管理・運營業務(エレベーター保守点検業務)における民間競争入札実施要項

### 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センター(以下、「各4法人」という。)は、公共サービス改革基本方針(平成26年7月11日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「施設の管理・運營業務(エレベーター保守点検業務)」(以下、「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下、「実施要項」という。)を定めるものである。

### 2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

#### (1) 本業務の概要

各4法人における研究本館等(いずれも茨城県「つくば地区」)に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機について、当該機器の円滑な運転・安全保持に期するため、定期点検・調整及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める性能検査を行うものとする。

#### (2) 本業務の内容

本業務を実施するに当たっては、別添1「エレベーター保守点検業務・仕様書」(以下、「仕様書」という。)に定める事項を十分理解のうえ実施するものとし、請負者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、各4法人の確認を受けるものとする。

なお、本業務に係る請負業務の業務内容は以下のとおりであるが、一般事項及びその詳細については別添1「仕様書」を参照のこと。

#### ① 契約種別

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：建築保全業務積算基準(平成25年度版)におけるフルメンテナンス契約「表2.2直接物品比率欄外注3)」又はPOG契約「表2.2

直接物品比率欄外注2)」を契約種別とし、別添2「各4法人エレベーター一覧表」によるものとする。

② 定期点検

イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：建築保全業務仕様書（平成25年度版）第7章搬送設備「第2節エレベーター」における「7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）」、「7.2.6 ロープ式エレベーター（リレー制御）」、「7.2.7 機械室なしエレベーター」「7.2.9 油圧式エレベーター」及び「7.4.4 小荷物専用昇降機」を適用し、ラックピニオン嚙合方式のものについては、下記の項目について月1回行うものとする。

- ・電動機……………巻線、軸受及びその付属品、ピニオン、ブレーキ
- ・制御板……………リレー、ヒューズ類、ブレーカー、端子板
- ・昇降路、ピット…上部リミットスイッチ、下部リミットスイッチ、移動ケーブルラック、ガイドローラー
- ・かご……………扉安全装置、着床状態
- ・外扉……………運転ボタン、扉安全装置

なお、各点検項目において当該装置等がない場合は除く。

ロ エレベーターの点検周期は別添2「各4法人エレベーター一覧表」のとおりとする。

③ 定期検査

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期検査を年1回行うとともに、特定行政庁に定期検査成績書を提出し報告するものとする。

ロ 検査結果については、つくば市建築基準法施行細則に定める建築設備等定期検査報告書に必要事項を記載し、各4法人の監督職員に提出するものとする。

ハ ラックピニオン嚙合方式のものについては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に準じて②イに掲げる項目について年1回行うものとする。

④ 業務場所

主たる業務場所は以下のとおりであるが、その詳細については別添1「仕様書」を参照のこと。

- a 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び中央農業総合研究センター  
茨城県つくば市観音台3-1-1
- b 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所及び花き研究所  
茨城県つくば市藤本2-1
- c 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所  
茨城県つくば市池の台2
- d 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所  
茨城県つくば市観音台3-1-5
- e 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所

- 茨城県つくば市観音台 2-1-6
- f 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所及び機構共用棟  
茨城県つくば市観音台 2-1-12
- g 独立行政法人農業生物資源研究所  
茨城県つくば市観音台 2-1-2
- h 独立行政法人農業環境技術研究所  
茨城県つくば市観音台 3-1-3
- i 独立行政法人国際農林水産業研究センター  
茨城県つくば市大わし 1-1

(3) 確保されるべき対象業務の質

別添 1「仕様書」に示す指定された業務内容を実施し、研究本館等に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機の円滑な運転・安全保持に期する必要がある。

このような観点から「2. (2) 本業務の内容」①から④に示した業務内容を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

① 確実性の確保に関する事項

研究本館等に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機の円滑な運転・安全保持に期するため、「2. (2) 本業務の内容」に示す業務を適切に実施するものとし、本業務の不備に起因して、空調停止、停電、断水、エレベーター等停止等による発注元（各 4 法人）における管理及び研究業務の中断回数は 0 回であること。

なお、別添 1「仕様書」については、改善等の提案を行うことができるものとする。

② 安全性の確保に関する事項

本業務の不備に起因して、発注元（各 4 法人）職員及び研究本館等を利用する全ての者の怪我の回数は 0 回であること。

③ 発注元（各 4 法人）からの重大なクレームの件数

本業務の遂行に起因して、発注元（各 4 法人）の業務に支障を与えるような重大なクレームの件数は 0 件であること。

(4) 請負費用の支払方法

① 契約の形態は、業務請負契約とする。

② 各 4 法人は、業務請負契約に基づき請負者が実施する本業務について、「9. (1) ① 報告等」に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、各 4 法人は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて直ちに

履行体制の見直しその他必要な改善措置を講じた上で、業務改善報告書の指示を受けた翌日から起算して5日以内に各4法人へ提出するものとする。業務改善報告書の提出から1ヶ月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、各4法人は請負費用の支払いを行わないことができる。

なお、請負費用は、平成27年4月1日以降の本業務開始以降のサービス提供に対し支払われるものであり、請負者が行う引継ぎや準備行為等に対して、請負者に発生した費用は請負者の負担とする。

### 3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

### 4. 入札参加資格に関する事項

#### (1) 入札参加資格

- ① 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 該当年度の各4法人又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」においてA、B、C又はDの資格を有する者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前日までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。
- ④ 各4法人から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 入札参加グループでの入札について

#### イ 入札参加グループの結成

入札参加者が本実施要項に定める業務のすべてを単独で遂行することができない場合には、入札書類（5.(2)入札書類をいう。）を提出する時までには、業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加するグループ（以下、「入札参加グループ」という。）を結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者を入札参加グループ員とし、入札参加グループ員のうちから代表企業及び代表者を定めるものとする。

なお、入札参加グループ員は、ほかの入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。また、入札参加グループを結成した場合には、すべての入札参加グループ員は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成しなければならない。

#### ロ 入札参加グループの入札参加資格

すべての入札参加グループ員は、上記①から④及び下記⑥のすべての要件を満たしていること。

#### ハ 事業協同組合での入札について

入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加し又は単独で入札に参加することはできない。

- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（ただし、会社更生法に基づく更生手続申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始決定後、競争参加資格の再認定を受けている者は除く。）

- ⑦ 本業務を確実に履行できる体制が整備されている者であること。

### 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

#### (1) 入札手続き（スケジュール）

入札公告	平成 26 年 12 月上旬頃
入札説明会（於：茨城県つくば市）	平成 26 年 12 月中旬頃
質問書受付期限（随時受付・回答）	平成 27 年 1 月中旬頃
技術提案書提出期限	平成 27 年 1 月下旬頃
入札書提出期限	平成 27 年 1 月下旬頃
技術提案書審査	平成 27 年 2 月上旬頃
開札及び落札者の決定	平成 27 年 2 月中旬頃
既存請負者からの引き継ぎ	落札後速やかに
契約締結	平成 27 年 2 月下旬頃

#### (2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

##### ① 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類。ただし、第 1 回目の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

##### ② 入札仕様書

応札者の仕様内容について、各 4 法人が求める仕様内容を満足するか確認するための書類。別添 1「仕様書」に対して変更点がない場合は、その旨を記載した書類を提出するが、変更点がある場合はその変更点を記載した資料を提出する。

③ 技術提案書

別添 3「施設の管理・運營業務（エレベーター保守点検業務）に係る請負業務提案依頼書」に示した各要求項目について具体的な提案を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

④ 競争資格審査結果通知書

該当年度の各 4 法人又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 委任状・使用印鑑届（写）

代理人に委任したことを証明する書類。

ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

⑥ 質問書

本業務を履行するに当たり、各 4 法人が示す別添 1「仕様書」に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出する。

⑦ 誓約書

4. (1)入札参加資格で定めたことを誓約する書類。

6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に請負者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添 3「施設の管理・運營業務（エレベーター保守点検業務）に係る請負業務提案依頼書」を基本とする。

(1) 評価方法

対象公共サービスを実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式とする。

(2) 落札者の決定

① 入札者の入札価格が予定価格の制限内で最も低く、提案依頼書に示す全ての要求要件を満たしている者を落札者とする。

② 入札者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、入札の結果を保留し、当該者に対し調査を行うものとする。その調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に該当すると判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって

入札した他の者のうち、上記の価格の最も安い者を落札者とすることができる。

- ④ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ⑤ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他必要と認められた事項を公表するものとする。

### (3) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

## 7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

### (1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりに開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び整備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

### (2) 「従来の実施方法等」の詳細情報開示について

7. (1)⑤従来の実施方法等の詳細な情報は、5. (1)に示すスケジュール中、「入札説明会」において情報の開示を行う。「入札説明会」は必要な手続きを踏まえた上で参加可能とする。

## 8. 本業務に使用させることができる光熱水料に関する事項

### (1) 光熱水料

本業務を実施するに当たり、請負者が本業務を実施するのに必要な電気・上下水道の使用を無償で提供する。

9. 公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、各 4 法人に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 請負者が各 4 法人に報告すべき事項、各 4 法人の指示により講ずべき措置

① 報告等

イ 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を各 4 法人に提出しなければならない。

ロ 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに各 4 法人に報告するものとし、各 4 法人と請負者が協議するものとする。

ハ 請負者は、契約期間中において、上記以外であっても、必要に応じて各 4 法人から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

イ 各 4 法人は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ 立入検査をする各 4 法人の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③ 指示

各 4 法人は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容文は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により各 4 法人の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を各 4 法人が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

### ③ 個人情報の管理

請負者は、各 4 法人から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約の終了後においても、同様とする。

ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 請負者は、各 4 法人の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は各 4 法人の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、各 4 法人の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために各 4 法人から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、各 4 法人との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、各 4 法人に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、各 4 法人から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、各 4 法人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、各 4 法人が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、投損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、致損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに各 4 法人に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、段損、漏えいその他の事故が発生し、各 4 法人が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、各 4 法人の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、各 4 法人が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は各 4 法人に対して当該損害を賠償しなければならない。

④ 上記①から③までのほか、各 4 法人は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示するこ

とができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

① 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として各4法人に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、各4法人に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて各4法人へ届出するものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して各4法人と協議の上、業務を行うものとする。

④ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による各4法人の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 下請負又は再委託

イ 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難い場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下、「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に各4法人の承認を受けなければならない。

ニ 請負者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、請負者が各4法人に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報

告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

#### ⑥ 契約内容の変更

各 4 法人及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議の上、法第 21 条に定める手続きを経て、契約の内容を変更することができる。

#### ⑦ 各 4 法人の契約解除権

各 4 法人は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費用の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は各 4 法人に対して契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第 22 条第 1 項に該当するとき。

ロ 法第 10 条第 4 号及び第 7 号から第 9 号に該当する者（以下、「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 請負者の責めに帰すべき事由により、毎月の期日又はそれに相当する期日までに業務を完了する見込みがないと各 4 法人が認めたとき。

チ 請負者が 2. (4)②に示す改善措置を講じないとき、又は改善措置を講じても同類の事象を再発したと認められるとき。

リ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。

ヌ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ル 9. (2)③の個人情報の管理に違反したとき。

ロ 上記イからルの他、その他民法所定の解除事由があるとき。

ワ 各 4 法人は、上記イからヲのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

力 上記ワにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は各 4 法人と請負者で協議して決定するものとする。

⑧ 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、各 4 法人はそれを補償するものとし、その補償額は、各 4 法人と請負者の協議において決定するものとする。

イ 9. (3) ⑦の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 各 4 法人の契約違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

⑨ 契約解除に伴う措置

各 4 法人又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 各 4 法人は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、各 4 法人に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、各 4 法人に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、各 4 法人は、各 4 法人の認定する評価額を請負者に支払うものとする。

ハ 上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。

ニ 各 4 法人が業務完了と認めないものについては、各 4 法人が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。

ホ 契約履行部分が 1 か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑩ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として各 4 法人が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号以下、「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規

定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など各 4 法人に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を各 4 法人が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、各 4 法人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、各 4 法人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を各 4 法人に提出しなければならない。

#### ⑪ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により各 4 法人に損害を与えたときは、各 4 法人に対しその損害について賠償する責任を負う。

#### ⑫ 請負業務の引き継ぎ

イ 現行請負者からの引き継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう各 4 法人から本業務の開始日まで、に基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。

また、各 4 法人は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講じるものとする。なお、その際の引き継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、各 4 法人が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、その際の引き継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

#### ⑬ 不当介入の対応

イ 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下、「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記口により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により各 4 法人に報告するものとする。

ニ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及び口を遵守させなければならない。

⑭ 情報セキュリティの確保

イ 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、各 4 法人の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、各 4 法人は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、各 4 法人の情報セキュリティ確保のために、各 4 法人が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報（各 4 法人に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(ハ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(ニ) 請負者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

(ホ) 請負者は、各 4 法人の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を各 4 法人又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(ヘ) 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、各 4 法人に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ト) 請負者は、各 4 法人が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。

(フ) 請負者は、各 4 法人の提供した情報並びに請負者及び下請負を受けた者が本業

務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、段損、漏えい、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに各 4 法人に報告し、各 4 法人の指示に従うものとする。本契約終了後においても、同様とする。

⑬ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、各 4 法人と請負者との間で協議して解決するものとする。

10. 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 各 4 法人が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、各 4 法人は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について各 4 法人の責めに帰すべき理由が存する場合は、各 4 法人が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について各 4 法人の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は各 4 法人に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

各 4 法人は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 28 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が終了する平成 27 年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

① 業務の内容

月次報告書等により調査

④ 発注元（各 4 法人）からの重大なクレームの件数

月次報告書等により調査

(3) 意見聴取等

各 4 法人は、必要に応じ請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。また、各 4 法人は、平成 28 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

## 12. その他業務の実施に関し必要な事項

### (1) 各 4 法人の監督職員

- ① 各 4 法人は、必要があると認めるときは、各 4 法人の施設内での業務の実施について監督職員を選任することができる。選任したときは、請負者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。
- ② 監督職員は、本業務に関して必要がある場合は、各 4 法人を代表して 9. (3) ③のただし書きに定める請負者との協議を行うものとする。

### (2) 関連業務の調整

各 4 法人は、請負者の実施する業務及び各 4 法人の発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、請負者は、各 4 法人の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

### (3) 請負者の責務

- ① 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 請負者は法 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ③ 請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は各 4 法人を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

### (4) 著作権

本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は各 4 法人に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、請負者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、請負者は、各 4 法人及び各 4 法人が指定する者による実施について、

著作権人格権を行使しないものとする。さらに、請負者は、当該著作物の著作者が請負者以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(5) 本業務の仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1「仕様書」に示すとおりである。

(6) その他

① 異常時の措置

請負者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、請負者は各 4 法人に速やかに報告しなければならない。

② 安全確保

イ 請負者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 請負者は、関係法令及び安全に関する各 4 法人の諸規則に従うほか、各 4 法人が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 請負者は、必要に応じ各 4 法人が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

③ 相殺

各 4 法人は、請負者が各 4 法人に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基き各 4 法人が請負者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。



(独) 農研機構等の施設の管理・運営業務（エレベーター保守点検業務）  
における民間競争入札実施要項

資料目次

別紙 1 : 従来の実施状況に関する情報の開示	21
別紙 2 : 法人組織図	23
別紙 3 : 誓約書	27
別紙 4 : 各法人エレベーター保守点検一覧表	28
別紙 5 : 業務場所【平面図等】	33
別添 1 : エレベーター保守点検業務・仕様書	59
別添 2 : 業務請負提案依頼書	61



## 従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等		12,029	10,459	4,509
(独) 農業・食品産業技術総合研究機構				
本部及び中央農業総合研究センター		1,122	897	679
果樹研究所及び花き研究所		302	242	176
畜産草地研究所		1,361	1,084	518
動物衛生研究所		1,940	1,552	819
農村工学研究所		403	323	192
食品総合研究所		1,033	827	705
(独) 農業生物資源研究所		4,463	4,305	855
(独) 農業環境技術研究所		932	756	477
(独) 国際農林水産業研究センター		473	473	88
計(a)		12,029	10,459	4,509
参考値(b)	退職給付費用	0	0	0
	減価償却費	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
(a) + (b)		12,029	10,459	4,509
(注記事項)				
1. 平成26年度については、4法人において包括契約を実施しており、その他の年度については各4法人毎に契約を実施している。				
2. 上記経費各欄の金額は支払額を示し、平成26年度にあつては契約額である。				
3. 委託費等における各年度の金額に増減があるが、原則として一般競争入札の結果によるものである。				

2. 従来の実施に要した人員		平成24年度	平成25年度	平成26年度
常勤職員		0	0	0
非常勤職員		0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)				
〈競争参加資格〉				
1. 定期点検・定期検査を行う専門技術者については、実務経験を有する者であり、業務を行う上で必要な技術・技能を有した技術者を派遣し業務を行うこと。				
2. 定期検査を行う技術者については、昇降機検査資格者の資格を有した者が業務を行うこと。				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
1. 本業務における大きな繁閑の差はない。				
(業務従事者の人員)				
(その他)				

### 3. 従来の実施に要した施設及び設備

法人名	無償貸与施設	無償対象設備
(独) 農業・食品産業技術総合研究機構		
本部及び中央農業総合研究センター	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
果樹研究所及び花き研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
畜産草地研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
動物衛生研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
農村工学研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
食品総合研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
(独) 農業生物資源研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
(独) 農業環境技術研究所	無償貸与施設なし	無償対象設備なし
(独) 国際農林水産業研究センター	無償貸与施設なし	無償対象設備なし

(注記事項)

1. 上記の施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与する。
2. 上記以外で請負業務を実施するに当たり必要なものは、請負者が負担する。
3. 上記2において請負者が用意する設備等は、各法人の業務に支障のないものに限る。

### 4. 従来の実施における目的の達成の程度

本業務に係る目的の達成の程度（平成24年度～平成26年度）

1. 本業務の遂行に起因する業務中断回数  
事例は発生していない。
2. 本業務の遂行に起因する重大なクレームの件数  
事例は発生していない。
3. 利用者の利用満足度調査  
平成24年度～平成26年度は未実施。

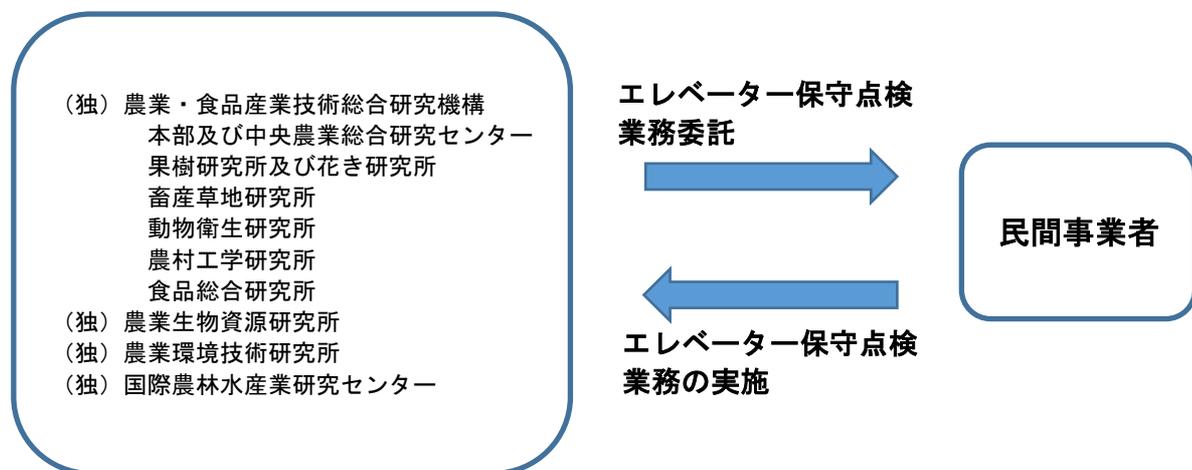
### 5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

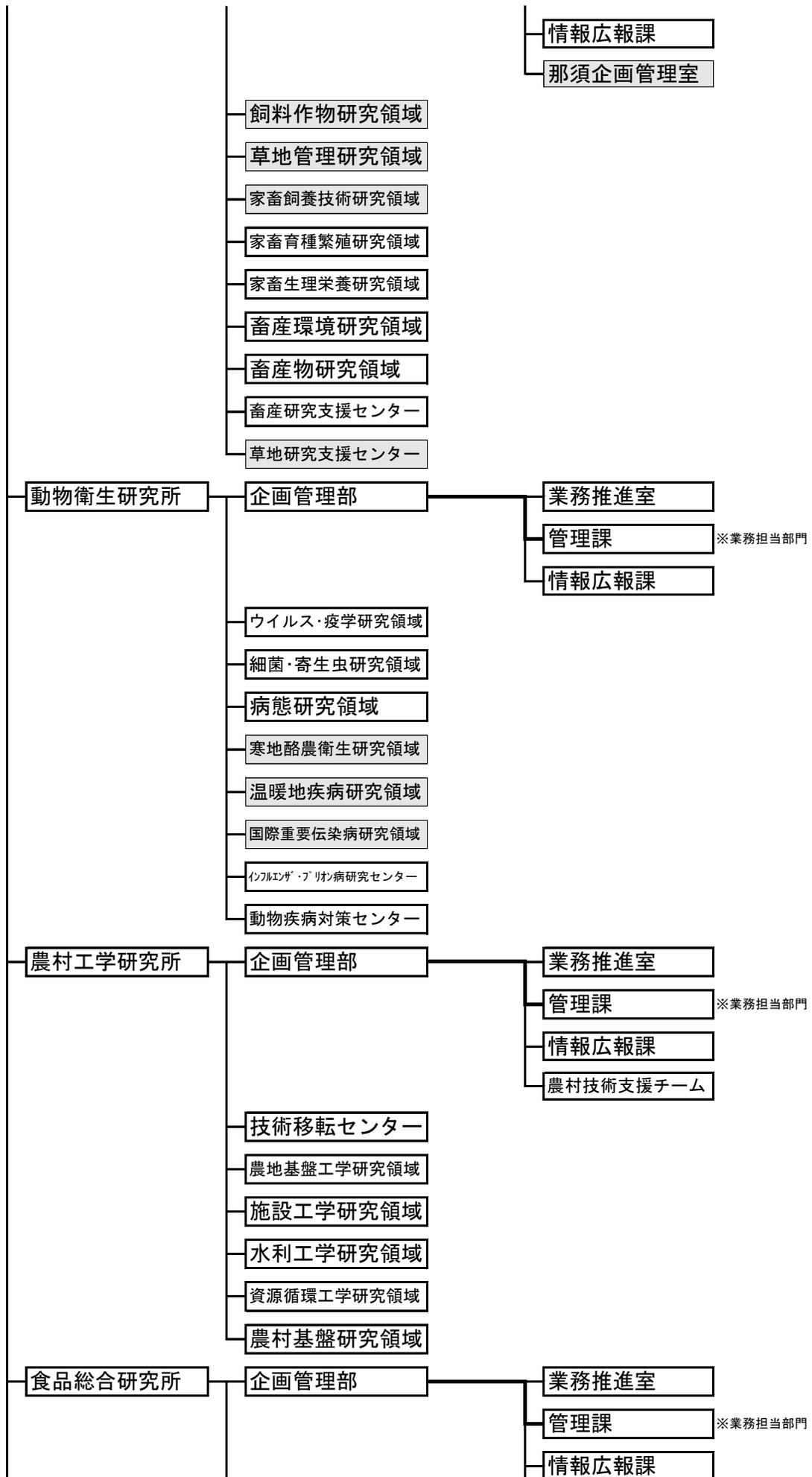
法人組織図（別紙2を参照）

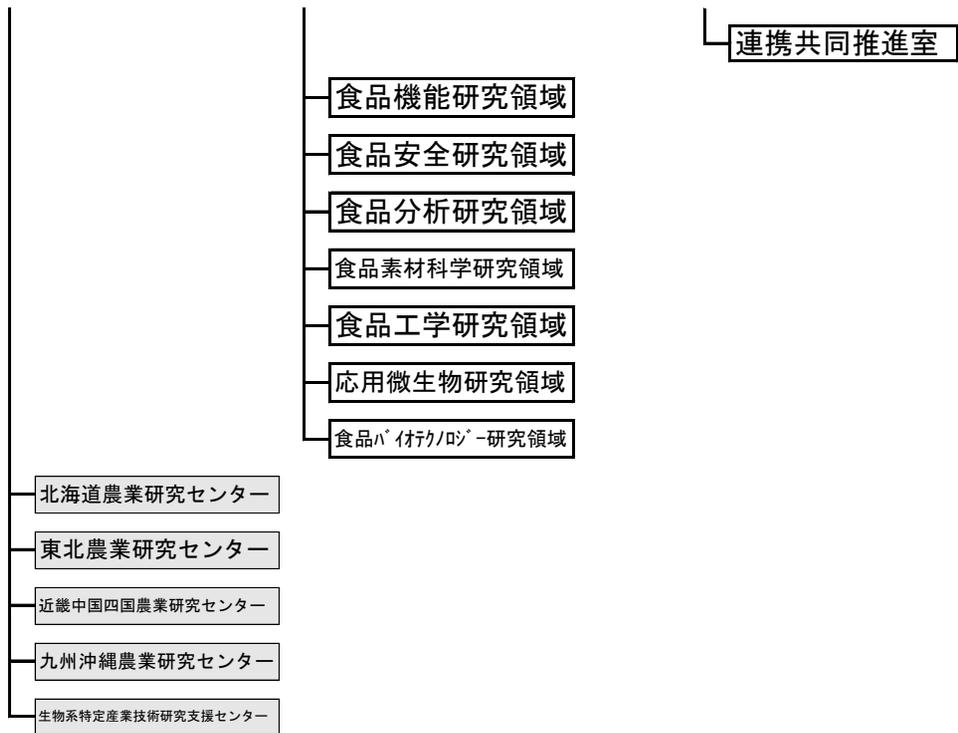
業務フロー図

（平成26年4月1日以降の業務フロー）

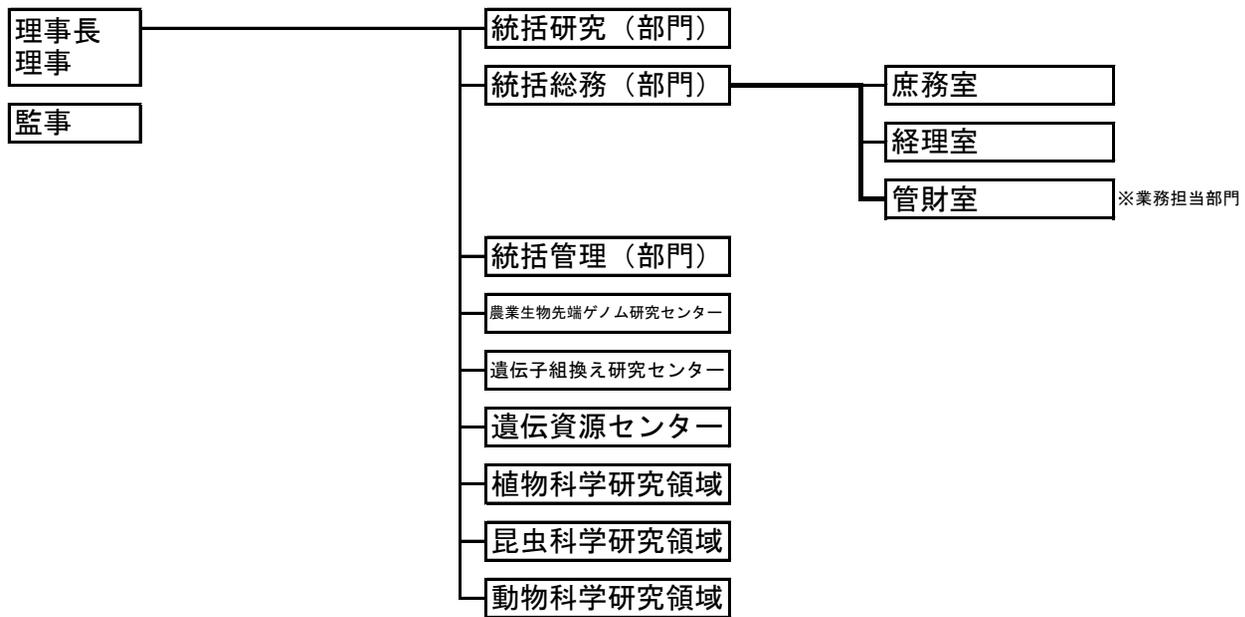




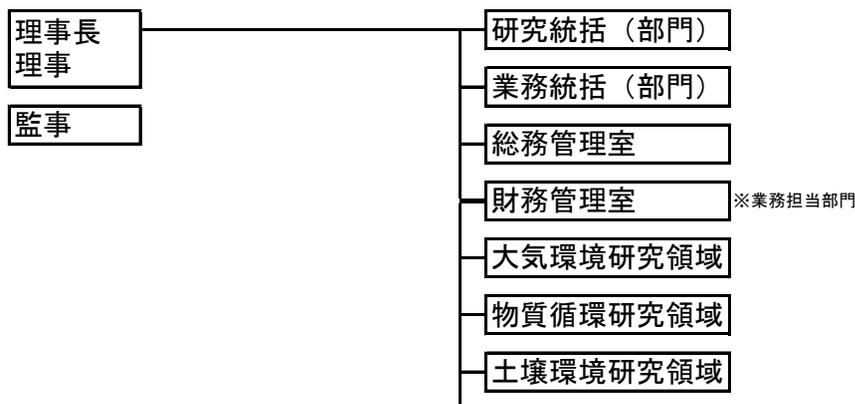


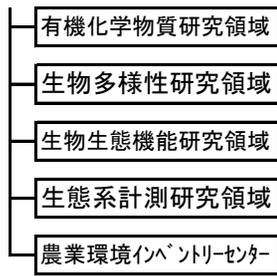


2 独立行政法人農業生物資源研究所組織図（平成26年4月1日現在）

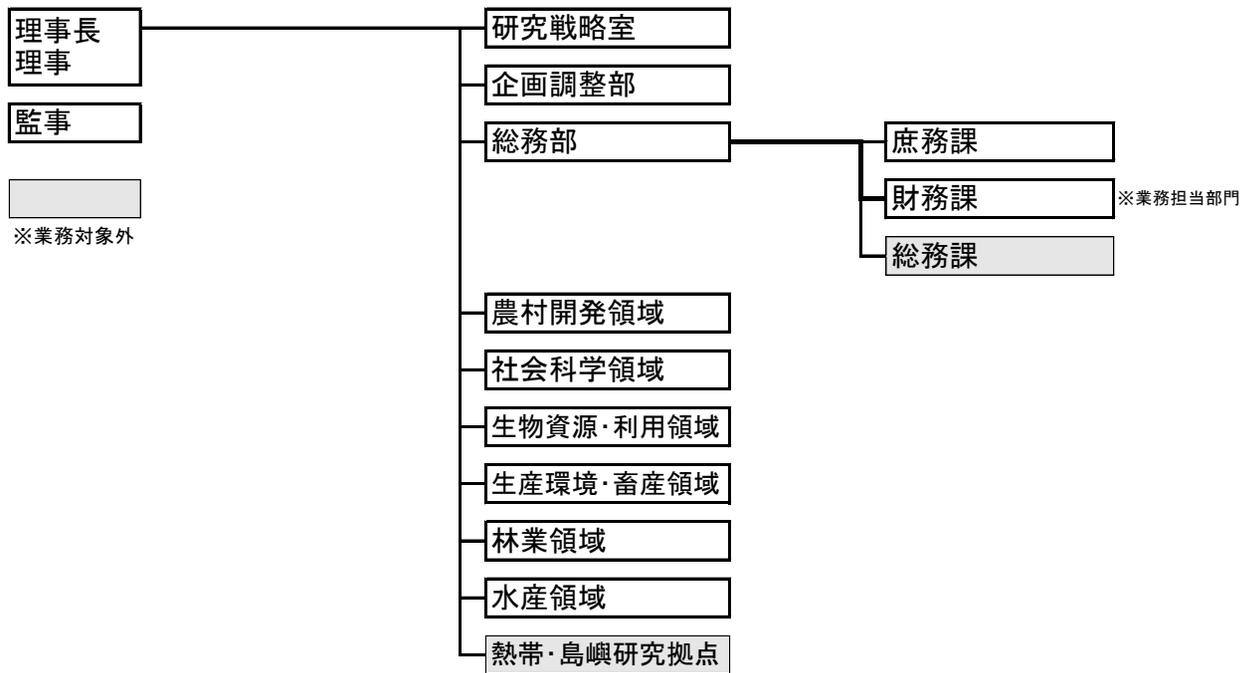


3 独立行政法人農業環境技術研究所組織図（平成26年4月1日現在）





4 独立行政法人国際農林水産業研究センター組織図（平成26年4月1日現在）



## 誓 約 書

下記案件の競争に参加するに当たり、下記のとおり誓約します。

件名：施設の管理・運営業務（エレベーター保守点検業務）

## 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の対象となる契約であることを承知しております。
2. 法第15条において準用する暴力団排除条項を含む法第10条各号（第11号を除く）に該当する者ではありません。また、本業務の一部について、下請負又は再委託を行う相手先も同様とします。
3. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者ではありません。
4. 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターより取引停止の措置を受けている者ではありません。

平成○年○月○日

独立行政法人○○○○○

○○○○○○○○○○ 殿

住所：

氏名：

印

各法人工レベーター保守点検一覽表

法人名等	契約種類 ・FM契約 (FM契約) ・POG契約	メーカー名	設置数量	種別	製造年月	設置建物番号	設置建物名	階数	停止箇所	定員	積載量	速度	点検回数	付加装置 (欄外の付加装置番号)	備考	担当係 (監督職員)		
a (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 本部	POG契約	日本オーチス・エレベーター製	1	ロープ式 機械室無	平成14年2月	58	本部棟	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①④⑤⑦⑧	本都地区	縦括部財務課決算 班総合審査係 029-838-8241		
	POG契約	日立製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年2月	1	第1研究本館	3	3	11	750kg	60m/分	毎月	①⑦	本都地区			
	POG契約	クマリフト製	1	油圧式 機械室有	平成6年7月	54	研究技術情報棟	2	2	荷物専用	990kg	20m/分	3ヶ月毎 (6.9.12.3)	-	本都地区			
	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室無	平成15年1月	51	環境保全型害虫防除技術開発共同実験棟	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①④⑤⑦⑧	本都地区			
	POG契約	三菱電機製	1	ロープ式 機械室有	昭和56年4月	61	第2研究本館	6	6	15	1,000kg	60m/分	毎月	①②③⑦	A地区			
	POG契約	三菱電機製	1	ロープ式 機械室有	昭和56年4月	61	第2研究本館	5	5	9	600kg	60m/分	毎月	①②③	A地区			
	POG契約	三菱電機製	1	ロープ式 機械室無	平成16年1月	80	海外侵入有害生物危険度評価実験棟	3	3	11	750kg	45m/分	毎月	①②④⑤	A地区			
	POG契約	クマリフト製	1	ロープ式 機械室無	平成8年2月	99	萌芽研究推進実験棟	2	2	小荷物専用	500kg	15m/分	3ヶ月毎 (6.9.12.3)	-	B地区			
				8														
	b (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和51年12月	1-3	研究棟	4	4	24	1,600kg	60m/分	毎月	①④			企画管理部管理課 会計チーム (資産 第2) 029-838-6480
POG契約		日立製	1	ロープ式 機械室無	平成22年3月	83	果実・花き品質解析棟	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①④⑤⑦⑧				
				2														
FM契約		日本オーチス・エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年10月	A-1-2	研究棟	5	5	13	900kg	90m/分	毎月	①				
c (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所	FM契約	日本オーチス・エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年10月	A-1-2	研究棟	5	5	人荷用	1,700kg	60m/分	毎月	①		企画管理部管理課 会計チーム (資産 管理) 029-838-8589		
	FM契約	日本オーチス・エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年10月	A-1-3	畜産生理調温総合実験棟	2	2	9	600kg	45m/分	毎月	①				
	FM契約	日本オーチス・エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	平成8年11月	A-19	形質転換実験棟	2	2	荷物専用	600kg	30m/分	毎月	①④				
				4														
	FM契約	日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和53年11月	1	研究本館	5	5	15	1,000kg	90m/分	毎月	⑦⑧				
	FM契約	日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和53年11月	1	研究本館	5	5	11	750kg	90m/分	毎月	-				

法人名等	契約種類 ・FM契約 (FM契約) ・POG契約	メーカー名	設置数量	種別	製造年月	設置建物番号	設置建物名	階数	停止箇所	定員	積載量	速度	点検回数	付加装置 (欄外の付加装置番号)	備考	担当係 (監督職員)		
d (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所	FM契約	日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室無	平成13年3月	47	安全性評価実験棟	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①②③⑤⑦⑧		企画管理部管理課 会計チーム (資産管理) 029-838-7732		
	FM契約	日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室無	平成15年12月	48	動物衛生高度研究施設	4	3	15	1,000kg	90m/分	毎月	①②③⑤⑦⑧				
	POG契約	三精輸送機製	1	ロープ式 機械室有	昭和51年3月	8	製剤研究棟	3	2	荷物専用	1,000kg	45m/分	毎月	-				
	POG契約	三精輸送機製	1	ロープ式 機械室無	平成26年3月	7	小動物実験棟	3	3	9	600kg	45m/分	毎月	-				
	POG契約	三精輸送機製	1	油圧式 機械室有	昭和54年1月	26	安全性研究棟	2	2	9	600kg	45m/分	毎月	-				
	POG契約	三精輸送機製	1	ロープ式 機械室有	昭和53年3月	2	管理棟	2	2	小荷物専用	200kg	30m/分	毎月	-				
	POG契約	三精輸送機製	1	ロープ式 機械室有	昭和53年3月	6	747トP実験棟	3	2	小荷物専用	300kg	30m/分	毎月	-				
				9														
				1														
e (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所	FM契約	日立製	1	ロープ式 機械室有	昭和51年4月	1	研究本館	5	5	13	900kg	60m/分	毎月	①⑨		企画管理部管理課 資産管理チーム (資産管理) 029-838-7652		
	POG契約	ワタベ産業製	1	ラックピニ オン噛合方 式機械室無	平成18年10月	39	農業施設実験棟	2	2	小荷物専用	240kg	5m/分	毎月	-				
f (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和53年11月	1	研究本館	5	5	人荷用	1,000kg	90m/分	毎月	①⑦		企画管理部管理課 会計チーム (資産管理) 029-838-7986		
	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和53年11月	1	研究本館	5	5	11	750kg	90m/分	毎月	①				
	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室無	昭和53年3月	2	管理棟	2	2	小荷物専用	200kg	25m/分	毎月	-				
	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和52年3月	7	食品技術開発実験棟	2	2	小荷物専用	400kg	12m/分	毎月	-				
	POG契約	フジテック製	1	油圧式 機械室有	平成12年7月	17	複合領域研究センター	2	2	人荷用	2,000kg	30m/分	毎月	①④⑦				
	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室無	平成12年3月	18	化学機器分析センター	3	3	11	750kg	45m/分	毎月	①④⑦				
	POG契約	クマリフト製	1	油圧式 機械室有	平成8年10月	16	新機能食品開発実験棟	2	2	荷物用	500kg	30m/分	毎月	-				
	POG契約	東芝エレベーター製	1	ロープ式 機械室無	平成20年2月	1	本館	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①②④⑤⑦⑧				
				1														
(独) 農業・食品産業技術総合研究機構																		
33																		

法人名等	契約種類 ・FM契約(リース) ・POG契約	メーカー名	設置数量	種別	製造年月	設置建物番号	設置建物名	階数	停止箇所	定員	積載量	速度	点検回数	付加装置 (欄外の付加装置番号)	備考	担当係 (監督職員)
(独) 農業生物資源研究所 (本部地区)	POG契約	日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和49年6月	1	研究本館	3	3	15	1,000kg	45m/分	毎月	⑦	交流乗用 (交流二段式) AC-1	管財室施設チーム 029-838-7415
		日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和50年10月	6	第2本館	3	3	15	1,600kg	45m/分	毎月	⑦	交流乗用 (交流二段式) AC-1	
	POG契約	日立ビルシステム製	1	油圧式 機械室無	平成15年3月	32	構造生物学研究棟	2	2	15	1,000kg	45m/分	毎月	①④⑤⑥⑦⑧	機械室なし UAP	
		日立ビルシステム製	1	油圧式 機械室有	平成8年6月	27	ゲノム解析センター	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①④⑥	油圧乗用(間接) リレー式 HPF	
		日本エレベーター製	1	油圧式 機械室有	平成9年3月	30	微生物・動物遺伝資源研究棟	2	2	11	750kg	45m/分	毎月	①②④⑤⑦	油圧乗用(間接) インバーター式 VF-HF	
	POG契約	三菱電機(株)	1	ロープ式 機械室無	平成26年12月 (設置予定)	42	高効率増殖施設	2	2	15	1,000kg	45m/分	毎月	①④	平成26年度新築建物設置予定	
	6															
(独) 農業生物資源研究所 (大わし地区)	POG契約	日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年9月	1	管理棟(1号機)	3	3	11	750kg	45m/分	毎月	①②③		管財室施設チーム 029-838-6064
		日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年9月	3	研究棟(2号機)	6	6	15	1,000kg	90m/分	毎月	①②③		
		日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年9月	3	研究棟(3号機)	6	6	23	1,000kg	90m/分	毎月	①②③		
		3														
(独) 農業生物資源研究所 (農環研地区)	POG契約	クマリフト製	1	油圧式 機械室有	平成8年4月	B87	バイオプラントリサーチセンター	2	2	人荷用	500kg	30m/分	毎月	-	油圧荷物用(間接) LF	管財室施設チーム 029-838-7415
		クマリフト製	1	ロープ式 機械室有	平成22年3月	B6	植物栄養診断実験棟	2	2	小荷物専用	300kg	45m/分	毎月	-	小荷物専用昇降機 MH-300(93型)	
		2														
(独) 農業生物資源研究所			11													
(独) 農業環境技術研究所	POG契約	フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年3月	A-1	研究本館中央棟	6	6	13	900kg	90m/分	毎月	①②③		財務管理室 029-838-8291
		フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年3月	A-1	研究本館中央棟	6	6	15	1,000kg	90m/分	毎月	①②③⑦		
		フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年3月	A-1	研究本館中央棟	5	5	13	900kg	90m/分	毎月	①②③		
		フジテック製	1	ロープ式 機械室有	昭和54年3月	A-1	研究本館中央棟	5	5	13	900kg	90m/分	毎月	①②③		
		フジテック製	1	ロープ式 機械室無	昭和53年	A-1	研究本館東棟	3	3	小荷物専用	200kg	25m/分	毎月	-		
		日本エレベーター製	1	ロープ式 機械室無	平成5年8月	A-5-2	環境資源分析センター	2	2	小荷物専用	200kg	20m/分	毎月	-		

法人名等	契約種類 ・FM契約 (FM契約) ・POG契約	メーカー名	設置 数量	種 別	製造年月	設置建 物番号	設置建物名	階数	停止 箇所	定 員	積載量	速 度	点検 回数	付加装置 (欄外の付加装置番 号)	備 考	担当係 (監督職員)
(独) 農業環境技術研究所			6													
(独) 国際農林水産業研究セン ター	POG契約	三菱電機製	1	油圧式 機械室有	平成6年11月	10	国際研究本館	2	2	11	750kg	45m/分	リモート点検 (常時)	①②④⑤⑥⑦⑧⑨		総務部財務課用度 班 029-838-6325
(独) 国際農林水産業研究センター			1													
<b>4 法人合計</b>																
51																

付加装置

- ① 地震時管制運転装置
- ② 火災時管制運転装置
- ③ 自家発管制運転装置
- ④ 停電時自動着床装置
- ⑤ オートアナウンス装置
- ⑥ 故障自動通報システム
- ⑦ 車椅子仕様
- ⑧ 視覚障害者仕様
- ⑨ 直接電話サービス (常時)

